

平成25年度
下請中小企業・小規模事業者自立化支援
対策費補助金

(下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業)

【 公 募 要 領 】

【受付期間】

平成25年5月24日（金）～平成25年6月17日（月）
10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

- 郵送の場合は、受付最終日17:00までに必着のこと。
- 事前相談等は、各経済産業局（沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局）にて随時受け付けます。

【受付先及び問い合わせ先】

各経済産業局（沖縄県の場合は、内閣府沖縄総合事務局）

- 詳細は、P. 15を参照してください。
- 中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp>) からダウンロードできます。

平成25年5月
中小企業庁

[目 次]

I. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業について……	1
1. 制度の目的……	1
2. 補助対象者……	1
3. 補助対象事業……	3
4. 補助対象経費……	5
5. 補助率等……	9
6. 応募手続等の概要……	9
7. 補助事業期間……	1 1
8. 補助事業者の義務……	1 1
9. 財産の帰属等……	1 2
10. その他……	1 3
II. 受付先及び問い合わせ先……	1 5
III. 計画書の様式……	1 6
IV. 記載要領……	2 3

I. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業について

1. 制度の目的

本制度は、親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野の需要を開拓するために実施する試作・開発、展示会出展等の費用を一部補助することにより、取引先の多様化を図り、下請小規模事業者等の振興と経営の安定に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

補助事業の対象者は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。）第2条第4項（10. その他⑦を参照）に規定する下請事業者又はその共同体（任意グループ、事業協同組合（注1））であって、以下の要件を満たすものを対象とします。

1. 売上減少要件

申請の日を起算日として過去2年に事業所を閉鎖若しくは生産規模等を縮小（注2）した（以下「閉鎖等」という。）又は申請の日以降1年以内（親事業者から閉鎖等の通知があった場合は3年以内）に閉鎖等の予定のある事業者と直接、間接に下請取引の関係（注3）にあり、閉鎖等後の年間の売上高が前年比マイナス10%以上の見込みであること。

2. 新分野進出要件

新分野（進出先）の事業に係る売上高（又は売上総利益の額）、有形固定資産（土地を除く。）の額又は従業員数のいずれかの割合が、全体のおおむね10%以上を占めることが見込まれること。

注1

- ・任意グループについては、グループの構成員全てが上記要件を満たしているものに限るものとし、代表者を決めて申請するものとする。
- ・事業協同組合については、構成員の大部分（60%以上）が上記要件を満たしているものに限るものとする。

注2

- ・縮小とは次のいずれかの減少率が25%以上であること。
 - ①生産額又は生産量の減少
 - ②解雇、配置転換、臨時雇用者の雇い止め等による従業員の減少。
 - ③施設又は設備の減少（面積、数量又は価格）

※施設：建物、建物付属設備又は構築物をいう。設備：機械及び装置をいう。

注 3

(直接取引の場合)

当該廃止等した事業者との下請取引依存度が20%以上

(間接取引の場合)

下記のいずれかに当てはまることとする。

①廃止等した事業者との取引の関連性について、親事業者から主たる製品・役務について技術的な証明を受けることができ、親事業者との下請取引依存度(複数の事業者がある場合はその合計)が20%以上である。

②廃止等した事業者及び当該廃止等した事業者と取引のある親事業者と同一又は隣接する市町村(特別区を含む。)に立地し、廃止等した事業者と取引のある親事業者との下請取引依存度(複数の事業者がある場合はその合計)が20%以上である。

(直接、間接双方ある場合)

双方の下請取引依存度の合計が20%以上

ただし、次のいずれかに該当する者(みなし大企業)は除きます。

(1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(※)が所有している中小企業者。

(2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(※) 大企業とは・・・

下請中小企業振興法第2条第1項(10. その他⑦を参照)に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当するものについては、大企業として取り扱わないものとします。

- 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象事業

親事業者の生産拠点が閉鎖・縮小された、又は閉鎖・縮小が予定されている影響により売上げが減少する下請小規模事業者等が、新分野への進出等による取引先の多様化のための試作・開発、展示会出展等の費用を補助します。

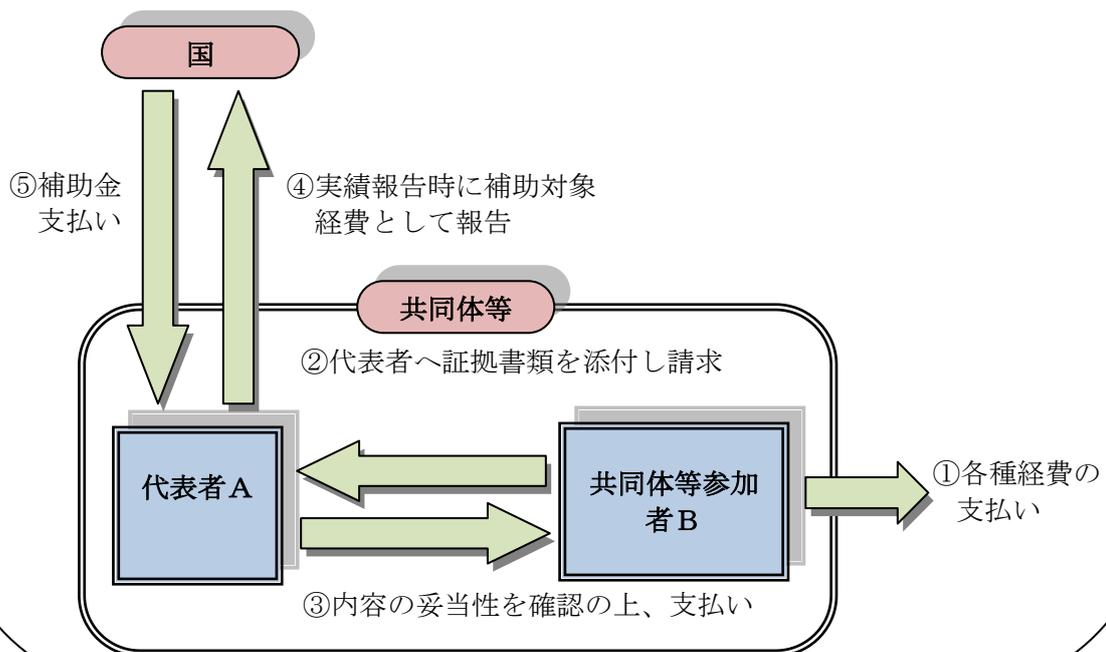
(注) 代表者が行う事業に限らず、共同体等の参加者（みなし大企業及び大企業は除く。以下同じ。）が行う事業についても代表者が行う事業として、補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は代表者であるため、代表者が支出する経費についてのみとなります。

【例】

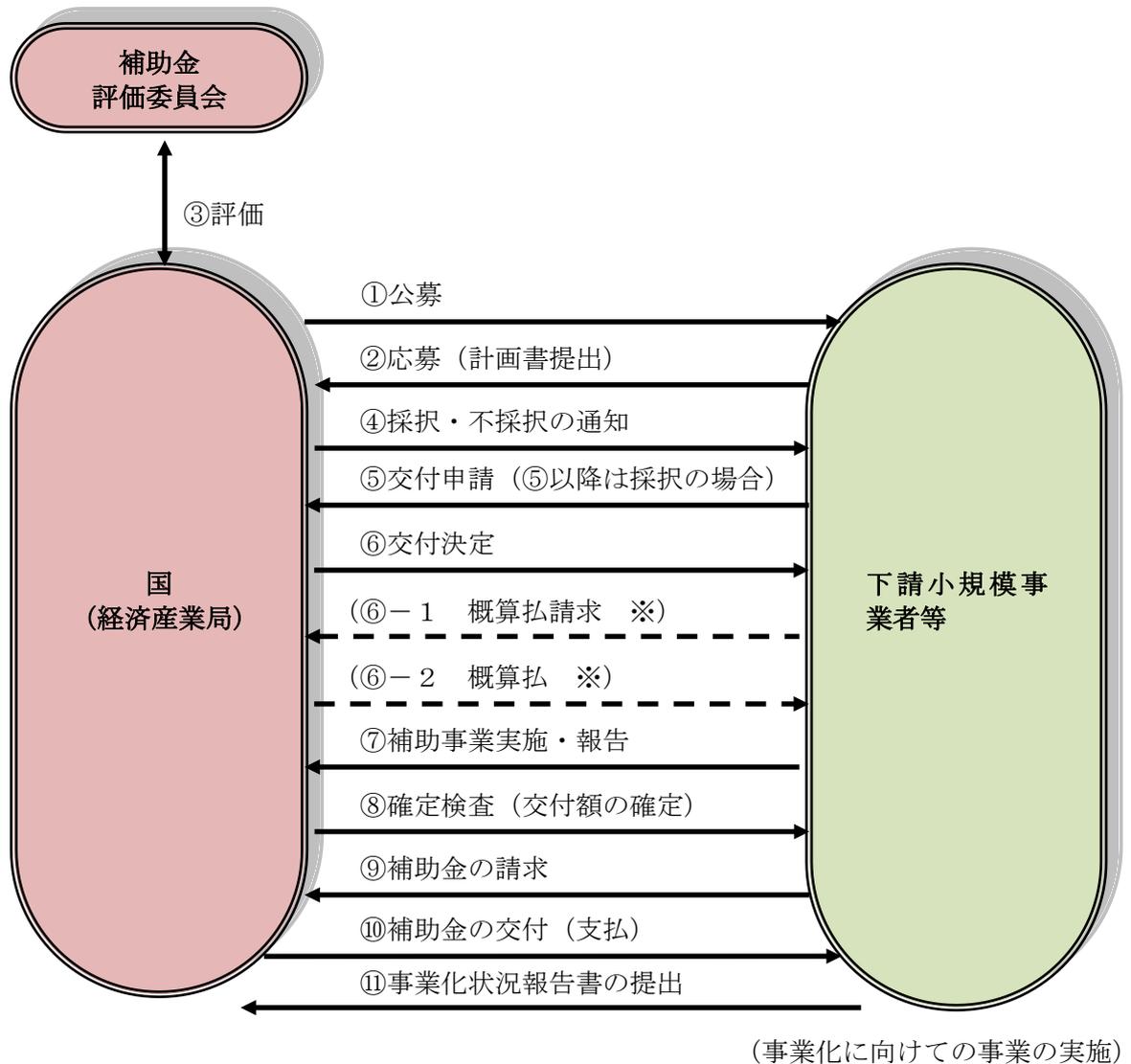
共同体等参加者Bが補助事業に係る機械装置等を使用する場合、代表者Aが購入のための契約、支払いを行い、共同体等参加者Bに貸与することが望ましいです。しかし、共同体等参加者Bが契約、支払いを行わざるを得ない場合でも、購入した証拠書類（見積書、請求書、納品書等）を添付し、代表者Aに対し請求を行えば、この請求をもって代表者Aが支出する経費として補助対象とすることが出来ます。ただし、この機械装置等は代表者Aの所有物として固定資産台帳に記載し、代表者Aが管理する必要があります。

なお、機械装置等に係る経費の一部を共同体等参加者Bが負担する場合、代表者Aと共同体等参加者Bの間における契約等により、経費の負担内容（分担割合等）が定められていることが必要です。

また、共同体等参加者Bの負担について、計画書様式第1の別紙2の②資金調達内訳のその他に記載してください。



【手続きの流れ】



※補助金の概算払については、「10. その他 ①」(P. 13)を参照してください。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の表に掲げる経費です。それぞれの経費区分ごとに対象となる経費内容について説明します。

経費区分	経費内容
事業費	① 産業財産権等取得費
	② 委託費
	③ 雑役務費
販路開拓費	④ 展示会等出展費・旅費
	⑤ 広報費
	⑥ 委託費
試作・開発費	⑦ 借損料
	⑧ 機械装置等製作・購入費
	⑨ 試作費
	⑩ 実験費
	⑪ 委託費

(1) 事業費

①産業財産権等取得費

事業遂行に必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を取得するために支払われる経費

（注1）産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはならない。

- i. 日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料等
- ii. 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

（注2）補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象とはならない。

（注3）産業財産権等取得費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要。

（注4）弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要。

（注5）他の制度により産業財産権等の取得について支援を受けている場合は、産業財産権等取得費の申請をすることはできない。

②委託費

上記①に該当しない経費であって、事業遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費（販路開拓費及び試作・開発費に係るものを除く。）

③雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、

アルバイト)の賃金、交通費として支払われる経費

(2) 販路開拓費

④展示会等出展費・旅費

試作品、商品等を紹介する展示会等を開催する又は展示会等へ出展するために支払われる経費

(注1) グリーン車等の特別に付加された料金は補助対象外とする。

(注2) 海外旅費は補助対象外とする。

⑤広報費

事業遂行に必要な商品紹介等のパンフレット・ポスター等の作成又はウェブページ開設等の広報媒体を活用する際に支払われる経費

⑥委託費

上記④から⑤に該当しない経費であって、事業遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費(販路開拓における課題の解決方法そのものを委託する場合、又試作・開発に係る経費は補助対象外とする。)

(3) 試作・開発費

(注) 試作や開発を行う目的(補助事業の目的)と見なされない場合は補助対象としない。

⑦借損料

事業遂行に必要な機器・設備類のリース料・レンタル料として支払われる経費

⑧機械装置等製作・購入費

事業遂行に必要な機器・設備類の購入、試運転及び据付を行うために支払われる経費

事業遂行に必要な機器・設備類の設計、製造、改良、加工を行うために支払われる経費

⑨試作費

事業遂行に必要な試作品等の製造・改良・加工を行うために支払われる経費

⑩実験費

事業遂行に必要な試作品等の実験・分析を行うために支払われる経費

⑪委託費

上記⑦から⑩に該当しない経費であって、事業遂行に必要な試作・開発等を委託するために支払われる経費(試作・開発等における技術的課題の解決方法そのものを委託する場合は補助対象外とする)

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ①補助事業を行うにあつては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ②補助事業における発注先（委託先）の選定にあつては、1件あたり概ね10万円以上を要するものについては、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。ただし、発注（委託）する事業内容の性質上、見積をとることが困難な場合は、該当する企業を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。
- ③補助事業で取得する機械装置等は、当該年度の補助事業を実施するにあつて必要な機械装置等が補助対象となります。
- ④中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には補助対象となりません。
- ⑤テスト販売（※）については、以下の要件をすべて満たす場合に補助対象とします。ただし、試作品を販売する場合に限定します。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助事業に係る経費から差し引いて算出します。

※テスト販売とは・・・

補助事業者が、

①展示会等のブース

②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース

③第3者への委託

などを通じ、限定された期間などで不特定多数の人に対して試作品を試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいいます。

(補助対象の要件)

- テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となるもの。
- テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないもの。(試作品の改良、販売予定価格の改訂をした場合を除く。)
- テスト販売品には「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの。
- 消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証することができるもの。

⑥以下の経費は補助対象となりません。

- 通常の生産活動のための設備投資の費用事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 販売（⑤のテスト販売を除く。）を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- 商品券等の金券
- 名刺や文房具等の事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）
- 公租公課（消費税の扱いについては8. 補助事業者の義務⑧（P. 12）をご参照下さい。）
- 各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出展に係るものを除く。）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 補助金計画書、交付申請書等の書類作成に係る費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

5. 補助率等

下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業に係る補助率等は以下のとおりとなります。

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助限度額	1件あたり500万円
交付決定下限額	100万円

補助金の額は、経費区分毎の補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額となります。ただし、補助限度額が上限となります。

6. 応募手続等の概要

(1) 応募受付先及び問い合わせ先

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局

※主たる事業所の所在地とは異なる地域に事業所を有し、当該事業所が廃止等の影響を受けた場合は、当該事業所所在地を管轄する経済産業局に申請をすることとします。

(2) 受付期間

平成25年5月24日（金）～平成25年6月17日（月）

10:00～12:00、13:30～17:00／月曜～金曜（祝日を除く）

(※) 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。

(3) 申請書類

以下の申請書類を所轄の経済産業局担当課あて提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業補助金申請書在中」と記入してください。

【申請書類】

- ①下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）計画書（様式第1）
- ②補助事業計画書（別紙1のとおり）
- ③経費明細表（別紙2のとおり）
- ④役員等一覧表（別紙3のとおり）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書（別紙4のとおり）
- ⑥会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット
- ⑦過去2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表又は監査報告書
- ⑧事業者の閉鎖・縮小を証明できるもの（事業者のプレスリリース、有価証券報告書、事業者からの通知、新聞等メディアの報道、企業情報調査会社の報告、市町村等の情報等）
- ⑨売上高の減少率が確認できるもの（試算表、法人事業概況説明書等）

【申請部数】 合計 2部（正1部、写し1部）

【注意事項】

- ① 添付資料は必要なものに限ってください。
- ② 貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。
- ③ 用紙サイズは原則としてA4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所でもクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください。

(4) 採択方法

補助金の採択は、以下の評価内容に基づき、各経済産業局において外部の有識者等により構成される評価委員会において評価を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

評価項目	評価事項
① 事業実施の確実性	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業遂行に十分な能力があるか。・ 財務状況等は、適切な補助事業遂行に当たって問題ないか。・ 中小会計要領や中小会計指針^(※)に拠った信頼性のある計算書類が作成されているか。・ 事業実施における課題、対応、時間軸が明確か。・ 金融機関等の外部資金による調達が十分見込めること。
② 事業内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の内容・目標・遂行方法が十分具体的かつ現実的であるか。・ 現時点においての市場ニーズ・市場規模等を考慮した計画となっているか。・ 事業内容に見合った事業費積算となっているか。
③ 事業の有用性	<ul style="list-style-type: none">・ 新たな商品・サービスは、既存・競合商品等に比べ優位性を有するか。・ 地域における技術的・経済的な波及効果が期待できるか。
④ 事業の収益性	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画上、収益が見込める事業であるか。・ 顧客ターゲットが明確であるか。・ 事業を実施することによる費用対効果（補助額に対する売上規模等）を想定しているか。
⑤ 小規模性 (加点要素)	<ul style="list-style-type: none">・ 製造業その他であれば、従業員20人以下、商業・サービス業であれば従業員5人以下であるか。
⑥ 認定経営革新等支援機関の関与 (加点要素)	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に基づく「認定経営革新等支援機関」の協力を得ているか。

※中小会計要領や中小会計指針の詳細は、「10. その他⑥」を参照してください。

(5) 結果の通知

採択案件の決定後、応募事業者全員に対して、速やかに採択又は不採択の結果を各経済産業局から通知します。採択となった事業者は、別途、補助金の交付に係る申請手続きを行っていただきます。

採択案件については、原則として、補助事業者名、事業テーマ、事業概要、住所及び業種を公表します。

※採択結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

(6) その他

① 同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

②採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成26年3月末日までとなります。補助事業期間外に行った事業や支払われた経費等については、原則、補助対象となりません。

8. 補助事業者の義務

本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分や内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止や他に承継させようとする場合は、事前に所轄の経済産業局長の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業を行う会計年度の9月30日または交付決定日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について遂行状況報告書を作成し、遂行状況確認日から30日以内に所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。また、所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況報告書を提出しなければなりません。
- ③ 補助事業を完了したとき又は中止、廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願や取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合、補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

⑤ 補助事業終了の翌年度以降5年間、補助事業の事業化等の状況について事業化状況報告書を作成し、所轄の経済産業局長に報告するとともに、補助事業に係る調査に協力をしなければなりません。

⑥ 事業化状況の報告により、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、実施権設定やその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金確定額が限度です。）しなければなりません。

⑦ 補助事業により取得した機械等の財産、効用の増加した財産（単価50万円以上のものに限り。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前に所轄の経済産業局長の承認を受けなければなりません。（販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認が必要です。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を国に納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければならない場合があります。

なお、補助事業により取得した機械装置（ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2及び別表第6の「機械及び装置」に限る。）は、補助事業終了後、経済産業局長の承認を得れば、国への納付なしに、補助事業において開発された商品及びサービス等の生産活動に利用することができます。

⑧ 交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（※）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（※）消費税等仕入控除税額とは・・・

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

⑨ 補助対象に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

10. その他

- ① 国からの補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払い）場合もあります。
なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ② 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ④ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑤ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令（加算金の徴収を含む）、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 補助事業者が株式会社等の場合、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」や「中小企業の会計に関する指針（中小会計指針）」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。

なお、株式会社等が中小会計要領や中小会計指針に準拠している場合、財務諸表のうち個別注記表にその旨を記載することになっています。

※中小会計要領や中小会計指針の詳細は、中小企業庁ホームページを参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm>

※株式会社等とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社である中小企業のことをいう。

⑦（参考）下請中小企業振興法（（昭和45年法律第145号） 第2条第1項

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

- 四 企業組合
- 五 協業組合

第2条第2項

この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
- 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
- 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
- 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
- 五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

第2条第4項

この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第二項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

II. 受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-3140	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4922	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0321	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 下請代金検査官室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0400	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6037	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5661	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8529	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5450	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 9階 TEL: 098-866-1755	沖縄県

Ⅲ. 計画書の様式

様式第1

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所（郵便番号、本社所在地）
氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

平成 年度下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）計画書

下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業計画書（別紙1のとおり）
2. 経費明細表（別紙2のとおり）
3. 役員等一覧表（別紙3のとおり）
4. 暴力団排除に関する誓約書（別紙4のとおり）
5. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット
6. 過去2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表又は監査報告書
7. 事業者の閉鎖・縮小を証明できるもの（事業者のプレスリリース、有価証券報告書、事業者からの通知、新聞等メディアの報道、企業情報調査会社の報告、市町村等の情報等）
8. 売上高の減少率が確認できるもの（試算表、法人事業概況説明書等）

（注）個別注記表又は監査報告書は、別紙2「④中小会計要領等への準拠」に該当する株式会社のみ、貸借対照表、損益計算書に加えて添付ください。

補助事業計画書

1. 申請者 (代表者) の概要			
名称： 役職名及び代表者名： 住所：		電話番号、FAX 番号： メールアドレス： 役職名及び連絡者名：	
資本金 出資金	千円	従業員数	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
2. 直接、間接の下請取引の関係について			
(1) 直接 親事業者との取引依存度は、 _____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの親事業者に対する取引額		円	
B: A の期間に対応する全取引額等		円	
(2) 間接 廃止等した事業者と取引のある親事業者との取引依存度は、 _____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの廃止等した事業者と取引のある親事業者に対する取引額		円	
B: A の期間に対応する全取引額等		円	
自社の提供する製品・部品等が閉鎖等した事業者と関連性があることを下記のいずれかにより証明してください。			
①親事業者から廃止等した事業者との取引の関連性について主たる製品・役務の証明を受け、添付。			
②廃止等した事業者及び当該廃止等した事業者と取引のある事業者と同一又は隣接する市区町村 (特別区を含む) に立地していることの証明を添付。			
3. 売上げ減少見込み 親事業者は (既に閉鎖等済) or (今後、閉鎖等する見込み) ←どちらかに○			
閉鎖事象後の1年間の売上高等の実績見込み			
$(B-A) \div B \times 100 = \text{減少率} \quad \text{ \% (実績見込み)}$			
A: 閉鎖事象後の1年間の見込み売上高等		円	
B: A の期間に対応する前年の売上高等		円	
4. 他の補助金等への申請状況			
5. 実施テーマ			
6. 事業内容			
(1) 新分野における事業活動の内容			
(2) 市場規模、市場ニーズ			
(3) 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点			
(4) 需要開拓の規模 (新分野進出要件を満たすように記載すること)。			
(5) 事業体制図 (①持ち寄る能力、技術等、②グループでの役割を構成図で記載)			
7. グループ構成員 (適宜、行は追加すること) ※上記2. 直接、間接の下請取引の関係について、3. 閉鎖等による売上げ減少見込み及び別紙3 役員等一覧表を添付			
企業名 (代表者を含む。)			
	① 名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種、⑦グループでの役割	
1			
2			
3			
8. 今年度事業実施スケジュール (実施内容及び実施時期を記載)			
9. 補助事業の必要性、期待される効果 (具体的数値を用いること)			
10. 認定経営革新等支援機関と支援の概要			
(認定支援機関名) (担当者名)		(支援の概要)	

経費明細表

①経費配分内訳
(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
合 計				

(注1)「経費区分」とは、事業費、販路開拓費、試作・開発費をいう。

(注2)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注3)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費をいう。

(注4)「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

(注5)積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付するなど詳細に記入すること。

②資金調達内訳

区分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計額		

③補助金相当額の手当方法

区分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合計額		

(注) 補助金の支払は、原則として補助事業終了後の精算払いとなるため、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。なお、実施主体の財務状況等によっては、概算払が認められる場合があります。

④ 中小会計要領等への準拠（株式会社等の場合のみ）

中小会計要領や中小会計指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を行っている場合、以下の確認欄に○印を付してください。

また、その場合、対象となる株式会社等の個別注記表を提出してください。

(注1)株式会社等とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社である中小企業のことをいう。

(注2)企業会計基準に拠った計算書類等の作成及び活用を行う株式会社等は、確認欄に○印を付し、公認会計士や監査法人による監査報告書を提出してください。

確認欄	
-----	--

⑤補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長 ○○ ○○

役員等一覧表
(平成 年 月 日現在)

(役員)

役職名	氏名	住所	備考

(注) 他社の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、資本金又は出資金(千円)、従業員数及びその会社での役職名を記入すること。

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

住所（郵便番号、本社所在地）
氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

暴力団排除に関する誓約書

「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」に取り組む〇〇〇〇は、下記の「下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業補助金交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業補助金交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人、団体又は共同体等参加者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

IV. 記載要領

様式第1

平成 年 月 日

※提出する年月日を記入します。

〇〇経済産業局長 殿

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局宛て（P15 参照）に申請をしてください。

※主たる事業所の所在地とは異なる地域に事業所を有し、当該事業所が廃止等の影響を受けた場合は、当該事業所所在地を管轄する経済産業局に申請をすることとします。

住所（郵便番号、本社所在地）

氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

※個人事業主の場合、「個人事業主」と明記ください。

※住所は本社の所在地、氏名は本社における代表者を記入します。

その所在地が本社でない場合は、() 付きで事務所の住所を記入します。

平成 年度下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）計画書

下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金（下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業計画書（別紙1のとおり）
2. 経費明細表（別紙2のとおり）
3. 役員等一覧表（別紙3のとおり）
4. 暴力団排除に関する誓約書（別紙4のとおり）
5. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット
6. 過去2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表又は監査報告書
7. 事業者の閉鎖・縮小を証明できるもの（事業者のプレスリリース、有価証券報告書、事業者からの通知、新聞等メディアの報道、企業情報調査会社の報告、市町村等の情報等）
8. 売上高の減少率が確認できるもの（試算表、法人事業概況説明書等）

（注）個別注記表又は監査報告書は、別紙2「④中小会計要領等への準拠」に該当する株式会社のみ、貸借対照表、損益計算書に加えて添付ください。

※役員等一覧表、過去2年間の貸借対照表、損益計算書については、共同体等参加者のうち全中小企業者分を併せて添付してください。

別紙1-1 (下請事業者用) ※適宜、行を追加して記載下さい。

補助事業計画書

1. 申請者の概要			
名称:		電話番号、FAX 番号:	
役職名及び代表者名:		メールアドレス:	
住所:		役職名及び連絡者名:	
資本金 出資金	千円	従業員数	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
2. 直接、間接の下請取引の関係について			
(1) 直接 親事業者との取引依存度は、_____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
(2) 間接 廃止等した事業者と取引のある親事業者との取引依存度は、_____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの廃止等した事業者と取引のある親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
自社の提供する製品・部品等が閉鎖等した事業者と関連性があることを下記のいずれかにより証明してください。			
①親事業者から廃止等した事業者との取引の関連性について主たる製品・役務の証明を受け、添付。			
②廃止等した事業者及び当該廃止等した事業者と取引のある事業者と同一又は隣接する市区町村(特別区を含む)に立地していることの証明を添付。			
3. 売上げ減少見込み 親事業者は(既に 閉鎖等済) or (今後、閉鎖等する見込み) ←どちらかに○			
閉鎖事象後の1年間の売上高等の実績見込み			
$(B-A) \div B \times 100 = \text{減少率}$ _____ % (実績見込み)			
A: 閉鎖事象後の1年間の見込み売上高等		_____ 円	
B: A の期間に対応する前年の売上高等		_____ 円	
4. 他の補助金等への申請状況			
本実施テーマに関わる国の補助金又は委託費等での交付を受けた実績(過去5年間の実績。交付決定額(計画変更後額)確定額を記載すること。)及び本実施テーマに関わる内容で平成25年度の他の補助金又は委託費等への申請(予定を含む)状況を記載して下さい。			
5. 実施テーマ			
6. 事業内容			
(1) 新分野における事業活動の内容			
(2) 市場規模、市場ニーズ			
(5) 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点			
(6) 需要開拓の規模(新分野進出要件を満たすように記載すること)。			
7. 実施体制(本事業を行う実施体制について記載)			
8. 今年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)			
9. 補助事業の必要性、期待される効果(具体的数値を用いること)			
■事業の必要性: 本補助事業は、「●●(新商品)」の試作品を作るために試作機械・原材料を取得し、製作した試作品の成分分析を行う事業であり、「●●(新商品)」の開発を行うという必要な事業である。			
■期待される効果: 本補助事業による試作開発機の導入により、試作開発期間が●ヶ月間短縮することが可能となる。			
10. 認定経営革新等支援機関と支援の概要			
(認定支援機関名)		(支援の概要)	
(担当者名)			

別紙1-2 (任意グループ用) ※適宜、行を追加して記載下さい。

補助事業計画書

1. 申請者 (代表者) の概要			
名称: 役職名及び代表者名: 住所:		電話番号、FAX 番号: メールアドレス: 役職名及び連絡者名:	
資本金 出資金	千円	従業員数	人
主たる業種		設立年月日	年 月 日
2. 直接、間接の下請取引の関係について			
(1) <input type="checkbox"/> 直接 親事業者との取引依存度は、 _____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
(2) <input type="checkbox"/> 間接 廃止等した事業者と取引のある親事業者との取引依存度は、 _____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの廃止等した事業者と取引のある親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
自社の提供する製品・部品等が閉鎖等した事業者と関連性があることを下記のいずれかにより証明してください。			
①親事業者から廃止等した事業者との取引の関連性について主たる製品・役務の証明を受け、添付。			
②廃止等した事業者及び当該廃止等した事業者と取引のある事業者と同一又は隣接する市区町村 (特別区を含む) に立地していることの証明を添付。			
3. 売上げ減少見込み 親事業者は (既 <input checked="" type="checkbox"/> 閉鎖等済) or (今後、閉鎖等する見込み) ←どちらかに○			
閉鎖事象後の1年間の売上高等の実績見込み			
$(B-A) \div B \times 100 = \text{減少率} \quad \text{ \% (実績見込み)}$			
A: 閉鎖事象後の1年間の見込み売上高等		_____ 円	
B: A の期間に対応する前年の売上高等		_____ 円	
4. 他の補助金等への申請状況			
本実施テーマに関わる国の補助金又は委託費等での交付を受けた実績 (過去5年間の実績。交付決定額 (計画変更後額) 確定額を記載すること。) 及び本実施テーマに関わる内容で平成25年度の他の補助金又は委託費等への申請 (予定を含む) 状況を記載して下さい。			
5. 実施テーマ			
6. 事業内容			
(1) 新分野における事業活動の内容			
(2) 市場規模、市場ニーズ			
(3) 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点			
(4) 需要開拓の規模 (新分野進出要件を満たすように記載すること)。			
(5) 事業体制図 (①持ち寄る能力、技術等、②グループでの役割を構成図で記載)			
7. グループ構成員 (適宜、行は追加すること) ※上記2. 直接、間接の下請取引の関係について、3. 閉鎖等による売上げ減少見込み及び別紙3 役員等一覧表を添付			
企業名 (代表者を含む。)			
	② 名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種、⑦グループでの役割	
1			
2			
3			
8. 今年度事業実施スケジュール (実施内容及び実施時期を記載)			
9. 補助事業の必要性、期待される効果 (具体的数値を用いること)			
■事業の必要性: 本補助事業は、「●● (新商品)」の試作品を作るために試作機械・原材料を取得し、製作した試作品の成分分析を行う事業であり、「●● (新商品)」の開発を行うという必要な事業である。			
■期待される効果: 本補助事業による試作開発機の導入により、試作開発期間が●ヶ月間短縮することが可能となる。			

10. 認定経営革新等支援機関と支援の概要	
(認定支援機関名) (担当者名)	(支援の概要)

別紙1-3 (事業協同組合用) ※適宜、行を追加して記載下さい。

補助事業計画書

1. 申請者の概要			
名称： 役職名及び代表者名： 住所：		電話番号、FAX 番号： メールアドレス： 役職名及び連絡者名：	
組合員数	社	設立年月日	年 月 日
主たる業種			
2. 直接、間接の下請取引の関係について			
(1) <u>直接</u> 親事業者との取引依存度は、_____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
(2) <u>間接</u> 廃止等した事業者と取引のある親事業者との取引依存度は、_____ % (A/B)			
A: 年 月 日から 年 月 日までの廃止等した事業者と取引のある親事業者に対する取引額		_____ 円	
B: A の期間に対応する全取引額等		_____ 円	
自社の提供する製品・部品等が閉鎖等した事業者と関連性があることを下記のいずれかにより証明してください。			
①親事業者から廃止等した事業者との取引の関連性について主たる製品・役務の証明を受け、添付。			
②廃止等した事業者及び当該廃止等した事業者と取引のある事業者と同一又は隣接する市区町村（特別区を含む）に立地していることの証明を添付。			
3. 売上げ減少見込み 親事業者は (既に <u>閉鎖等</u> 済) or (今後、閉鎖等する見込み) ←どちらかに○			
閉鎖事象後の1年間の売上高等の実績見込み			
$(B-A) \div B \times 100 = \text{減少率}$ _____ % (実績見込み)			
A: 閉鎖事象後の1年間の見込み売上高等		_____ 円	
B: A の期間に対応する前年の売上高等		_____ 円	
4. 他の補助金等への申請状況			
本実施テーマに関わる国の補助金又は委託費等での交付を受けた実績（過去5年間の実績。交付決定額（計画変更後額）確定額を記載すること。）及び本実施テーマに関わる内容で平成25年度の他の補助金又は委託費等への申請（予定を含む）状況を記載して下さい。			
5. 実施テーマ			
6. 事業内容			
(1) 新分野における事業活動の内容			
(2) 市場規模、市場ニーズ			
(3) 競合する事業者、事業分野等との比較・相違点			
(4) 需要開拓の規模			
(5) 事業体制図			
7. 組合員について（売上減少要件及び新分野進出要件を満たす者）※上記2. 直接、間接の下請取引の関係について、3. 閉鎖等による売上げ減少見込み及び別紙3役員等一覧表を添付			
組合員の情報			
	①名称、②住所、③代表者名	④資本金、⑤従業員数、⑥業種	
1			
2			
3			
4			
8. 今年度事業実施スケジュール（実施内容及び実施時期を記載）			
9. 補助事業の必要性、期待される効果（具体的数値を用いること）			
■事業の必要性：本補助事業は、「●●（新商品）」の試作品を作るために試作機械・原材料を取得し、製作した試作品の成分分析を行う事業であり、「●●（新商品）」の開発を行うという必要な事業である。			

■期待される効果：本補助事業による試作開発機の導入により、試作開発期間が●ヶ月間短縮することが可能となる。

10. 認定経営革新等支援機関と支援の概要

(認定支援機関名) (担当者名)	(支援の概要)
---------------------	---------

経費明細表

①経費配分内訳
(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
事業費	166,000	158,095	105,396	別添経費明細参照
販路開拓費	420,000	399,999	266,666	別添経費明細参照
試作・開発費	4,360,000	4,152,378	2,768,252	別添経費明細参照
合 計	4,946,000	4,710,472	3,140,314	

(注1)「経費区分」とは、事業費、販路開拓費、試作・開発費をいう。

(注2)「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するに必要な経費をいう。

(注3)「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費をいう。

(注4)「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

(注5)積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付するなど詳細に記入すること。

②資金調達内訳

区分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自己資金	1,005,686	
借入金	800,000	〇〇銀行〇〇支店
補助金	3,140,314	
その他		
合計額	4,946,000	

③補助金相当額の手当方法

区分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自己資金	1,640,314	
借入金	1,500,000	〇〇銀行〇〇支店
その他		
合計額	3,140,314	

(注) 補助金の支払は、原則として補助事業終了後の精算払いとなるため、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。なお、実施主体の財務状況等によっては、概算払が認められる場合があります。

④中小会計要領等への準拠(株式会社等の場合のみ)

中小会計要領や中小会計指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を行っている場合、以下の確認欄に○印を付してください。

また、その場合、対象となる株式会社等の個別注記表を提出してください。

(注1)株式会社等とは、株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社である中小企業のことをいう。

(注2)企業会計基準に拠った計算書類等の作成及び活用を行う株式会社等は、確認欄に○印を付し、公認会計士や監査法人による監査報告書を提出してください。

確認欄	
-----	--

⑤補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長 ○○ ○○

別紙2の添付資料

(単位：円)										
経費区分	内容	詳細	摘要	数量	単位	単価	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	補助金 交付申請額	備考
						(円)	(円)	(円)	(円)	
事業費 (①)	産業財産権等取得 費	特許権出 願手続代 行費用 (特許出 願手数料 を除く)		1	式	150,000	150,000	142,857		
	雑役務費	実験デー タ整理作 業		20	時間	800	16,000	15,238		
合 計							166,000	158,095	105,396	
販路開拓 費 (②)	展示会等出展費	機械工業 展出演料 (1コマ 分)		2	回	50,000	100,000	95,238		
	委託費	試作機2 種類に 関する マーケ ティン グ調査		2	件	150,000	300,000	285,714		
	広報費	ポスター 作成費 (機械工 業展関係 企業配布 用)		100	枚	200	20,000	19,047		
合 計							420,000	399,999	266,666	
試作・開 発費 (③)	機械装置製作・購 入費	制御装置		1	台	2,000,000	2,000,000	1,904,761		
	実験費	モーター ユニット 製造		1	台	510,000	510,000	485,714		
		可塑性試 験実験費 (3材質 分)		3	件	200,000	600,000	571,428		
		インバー タ製造5 タイプ		5	台	150,000	750,000	714,285		
	試作費	試作機設 計一式		1	式	500,000	500,000	476,190		
合 計							4,360,000	4,152,378	2,768,252	
総合計 (①+②+③)							4,946,000	4,710,472	3,140,314	

役員等一覧表
(平成 年 月 日現在)

(役員)

役職名	氏名	住所	備考
代表取締役社長	○△△△	○○県○○市○○町○○-○○	
代表取締役専務	×□×□	○○県○○市○○-○○	
常務取締役	□○○□	○○府○○市○○○-○	
取締役	××○○	○○都○○区○○○○-○○	株式会社△△△ 資本金 400,000 千円 従業員 30 名 経営企画課長
監査役	△△○×	○○県○○○市○-○	

(注) 他社の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、資本金又は出資金(千円)、従業員数及びその会社での役職名を記入すること。

平成 年 月 日
※提出する年月日を記入します。

〇〇経済産業局長 殿

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局宛て（P15 参照）に申請をしてください。
※主たる事業所の所在地とは異なる地域に事業所を有し、当該事業所が廃止等の影響を受けた場合は、当該事業所所在地を管轄する経済産業局に申請をすることとします。

住所（郵便番号、本社所在地）

氏名（名称、代表者の役職及び氏名） 印

※個人事業主の場合、「個人事業主」と明記ください。

※住所は本社の所在地、氏名は本社における代表者を記入します。

その所在地が本社でない場合は、（ ）付きで事務所の住所を記入します。

暴力団排除に関する誓約書

「下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業」に取り組む△△は、下記の「下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業補助金交付を受ける者として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

※△△には事業者の名称を記入します。

記

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業補助金交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人、団体又は共同体等参加者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき